

潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の費用の額の算定に関する基準

平成29年3月13日

告示第25号

改正 平成29年7月26日告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年潟上市告示第22号）第4条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち同告示第9条に規定する指定第1号事業の費用の額の算定について、必要な事項を定めるものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、この告示に規定するものの他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

(単位数及び算定要件)

第2条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

1 第1号訪問事業の訪問型サービス費

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位

(事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度の訪問)

ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

- へ 訪問型サービス費Ⅵ 285 単位
 (事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合)
- ト 訪問型サービス費(短時間サービス) 165 単位
 (事業対象者・要支援1・2 20分未満のサービス・1月に22回まで)
- チ 初回加算 200 単位(1月につき)
- リ 生活機能向上連携加算 100 単位(1月につき)
- ヌ 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算
- 注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に90/100を乗じる。
- 注3 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。
- 注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 第1号訪問事業の訪問型サービスA費

- イ 訪問型サービス費Ⅰ(独自) 993 単位
 (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)
- ロ 訪問型サービス費Ⅱ(独自) 1,985 単位
 (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)
- ハ 訪問型サービス費Ⅲ(独自) 3,149 単位
 (事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度の訪問)
- ニ 訪問型サービス費Ⅳ(独自) 227 単位
 (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

ホ 訪問型サービス費Ⅴ（独自） 230 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 回につき・1 月の中で全部で 8 回までのサービスを行った場合）

ヘ 訪問型サービス費Ⅵ（独自） 243 単位
（事業対象者・要支援 2 1 回につき・1 月の中で全部で 12 回までのサービスを行った場合）

ト 初回加算 200 単位（1 月につき）

チ 介護職員処遇改善加算

（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 137/1000 加算

（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 100/1000 加算

（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 55/1000 加算

（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （3）で算定した単位数の 90%加算

（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （3）で算定した単位数の 80%加算

注 1 イからへまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。（訪問型サービスと一体的にサービス提供している場合のサービス提供責任者）

注 2 イからへまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に 90/100 を乗じる。

注 3 チについて、所定単位はイからトまでにより算定した単位数の合計。

注 4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 第 1 号通所事業の通所型サービス費

イ 通所型サービス費

① 通所型サービス費 1 1,647 単位

（事業対象者（週 1 回程度）・要支援 1 1 月につき）

② 通所型サービス費 2 3,377 単位

（事業対象者（週 2 回程度）・要支援 2 1 月につき）

③ 通所型サービス費 1/回数 378 単位

（事業対象者（週 1 回程度）・要支援 1 1 回につき・1 月の中で全部で

4回までのサービスを行った場合)

④ 通所型サービス費 2 / 回数 389 単位

(事業対象者 (週 2 回程度)・要支援 2 1 回につき・1 月の中で全部で 8 回までのサービスを行った場合)

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位 (1 月につき)

ハ 運動器機能向上加算 225 単位 (1 月につき)

ニ 栄養改善加算 150 単位 (1 月につき)

ホ 口腔機能向上加算 150 単位 (1 月につき)

ヘ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)

① 運動器機能向上及び栄養改善 480 単位 (1 月につき)

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)

① 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位 (1 月につき)

ト 事業所評価加算 120 単位 (1 月につき)

チ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

① 事業対象者 (週 1 回程度)・要支援 1 72 単位 (1 月につき)

② 事業対象者 (週 2 回程度)・要支援 2 144 単位 (1 月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

① 事業対象者 (週 1 回程度)・要支援 1 48 単位 (1 月につき)

② 事業対象者 (週 2 回程度)・要支援 2 96 単位 (1 月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (II)

① 事業対象者 (週 1 回程度)・要支援 1 24 単位 (1 月につき)

② 事業対象者 (週 2 回程度)・要支援 2 48 単位 (1 月につき)

リ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59 / 1000 加算

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の 43 / 1000 加算

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数の 23 / 1000 加算

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) で算定した単位数の 90% 加算

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) で算定した単位数の 80%加算

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70 /100 を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合には、所定単位数に 70 /100 を乗じる。

注3 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1月につき 240 単位足す。

注4 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ① 376 単位

イ② 752 単位

注5 リについて、所定単位はイからチまでによる算定した単位数の合計。

注6 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

4 第1号通所事業の通所型サービスA費

イ 通所型サービス費 (独自)

① 通所型サービス費 21 1,153 単位

(事業対象者 (週1回程度)・要支援1 1月につき)

② 通所型サービス費 22 2,364 単位

(事業対象者 (週2回程度)・要支援2 1月につき)

③ 通所型サービス費 21 /回数 265 単位

(事業対象者 (週1回程度)・要支援1 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

④ 通所型サービス費 22 /回数 273 単位

(事業対象者 (週2回程度)・要支援2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

ロ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59 /1000 加算

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の 43 /1000 加算

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数の 23 /1000 加算

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) で算定した単位数の 90%加算

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) で算定した単位数の 80%加算

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70 /100 を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合には、所定単位数に 70 /100 を乗じる。

注3 ロについて、所定単位はイによる算定した単位数。

注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(1 単位の単価)

第3条 前条に定めるサービス種類の1単位の単価は、10円とする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月26日告示第102号)

この告示は、公布の日から施行する。